

令和 2 年第 6 回（ 1 2 月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

第 4 次上越市公の施設の適正配置計画の策定について

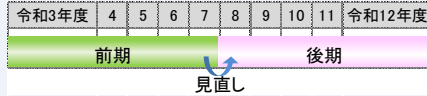
「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）」の概要	・ ・ ・ ・ ・	1
第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）	・ ・ ・ ・ ・	別冊 1
第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）資料編	・ ・ ・ ・ ・	別冊 2

「第4次上越市公の施設の適正配置計画（案）」の概要

※各見出しの章番号は、計画（案）本編の章番号に対応

第1章 概要（計画期間・対象施設）

■計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間



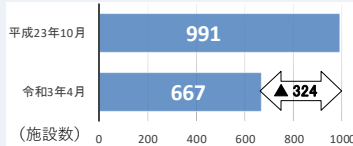
■対象施設：667施設（令和3年4月1日見込み）

※設置条例で規定されている公の施設663施設と行政庁舎4施設（市役所、安塚・牧・名立区総合事務所）

第2章 これまでの公の施設の適正配置の取組

平成17年の市町村合併後、利用者数の減少や老朽化が著しい体育施設、利用実態を踏まえた公民館分館の廃止など適正配置を進めてきた。

その結果、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、令和3年4月1日見込みで667施設となる。



第3章 公の施設を取り巻く現状

第4章 公の施設の課題

(1) 人口減少

合併当時21万人であった人口は、令和2年4月1日時点で約19万人※1と減少が続いており、令和27年には、推計で約14万人まで減少する見込み※2。

※1 住民基本台帳

※2 国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 財源不足

市の財政計画では、歳入が歳入を上回り、財源不足を基金の取崩し（R2～R4年度で49.6億円）で補う状況が続く見込み※3。この状況が続くと基金の枯渇が懸念される。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度以降は、市税収入が落ち込むことが確実な情勢である。

※3 第2次財政計画（改定版）

(3) 公の施設の老朽化に伴う改修、更新、除却経費等の増加

公の施設に対する投資的経費※4は、一般会計約1,000億円のうち、年間約57億円（平成30年度、令和元年度決算額の平均）を占める。

施設の老朽化に伴い、改修や更新が増える見込み※5だが、財政状況に鑑み、修繕等は必要最低限とし、先送りせざるを得ない施設もある。

合併前の各市町村で進めた施設整備により、体育施設や温浴施設など、多くの類似施設を保有している。

廃止後、活用や除却できない施設があり、維持管理経費の負担は継続し、また、生活環境への悪影響が懸念され、住民の不安感にもつながる。

※4 社会資本の整備に係る経費

※5 保有する公の施設を耐用年数の到来により、全て維持・更新すると前提にした場合の今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,497億円

第5章 目標と基本方針

■令和12年度末の目標

「本計画に取組の方向性を示した施設が適正に配置されている状態」

前期計画期間に取組の方向性を示した施設数 54施設

■基本方針

将来にわたる持続可能な行財政運営の確立と、現役世代はもとより次の世代が過度の負担を負うことなく、安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、適正配置の推進に取り組む。

本計画の上位計画である「公共施設等総合管理計画」（平成28年度～令和12年度）は、公の施設の管理について、基本的な考え方を次のとおり示している。

本計画は、適正配置の推進に取り組み、別の計画において、その他計画的な維持管理の推進に取り組む。

(1) 適正配置の推進

▶ 本計画

(2) 計画的な維持管理の推進

・長寿命化
・適切な維持管理
・廃止後の未利用財産の活用推進と計画的な除却の推進

▶ 長寿命化計画、行政改革推進計画、除却計画等

■適正配置推進の視点

(1) 施設の実態（利用動向、施設の性能、維持管理経費等）を踏まえた施設の量と質の最適化

・利用動向や利用実態、老朽化の程度、収支状況、設置目的やサービス内容、機能に着目し、人口や財政規模にあった建物と機能（サービス）の量と質を確保する。

(2) 公共関与の適正化及び効果的・効率的な利活用に資する管理主体・手法の見直し

・施設の設置目的やサービス内容、機能を踏まえ、公の施設として引き続きサービスを提供する必要性を整理する。
・上記を踏まえ、施設の譲渡・貸付、民間活力の活用や、住民主体の管理運営方法を検討する。

(3) 利用圏域の設定による配置・バランスの適正化

・類似施設の配置を見直す。
・各施設や施設カテゴリーに応じた利用圏域を設定し、施設の集約や連携等により必要な機能を確保する。
（新設、大規模改修時にも同様に検討）

【留意事項】

① 避難所の検討

・避難所としての施設を廃止する際は代替等を検討する。

② 補助金への対応

・施設整備時に活用した補助金等の返還義務が生じないよう、国及び県など関係機関と連携を図りながら適切に対応を検討する。

第6章 適正配置の取組内容

施設ごとの具体的な取組方向を提示する対象施設323施設※1（小中学校、保育園等その他344施設は、別の計画による）

※1 R3.4.1見込み

※2 用語の定義は24ページのとおり

- (1)現状維持 255施設
- (2)移転 1施設（金谷地区公民館）
- (3)新設 0施設
- (4)廃止等 59施設
- (5)地域住民と引き続き協議 8施設（温浴施設）

(4)廃止等、(5)引き続き協議 の内訳

① 用途別 取組方向

※詳細は25ページ以降参照

用途	取組方向					計
	廃止	貸付又は譲渡	用途変更	後期に適正配置	引き続き協議	
高齢者交流施設、保健センター等	5	2	3			10
体育館、野球場等	4	1		4		9
温浴施設、観光施設等	9	8			8	25
産業振興施設等		2		1		3
生涯学習センター、集会所等	6	14				20
計	24	27	3	5	8	67

② 取組方向別 取組完了年度

取組方向	完了年度						引き続き協議	計
	R3	R4	R5	R6	R7	R8～12		
廃止	12	9	1	1	1			24
貸付又は譲渡	7	4	3	6	7			27
用途変更		3						3
後期に適正配置						5		5
引き続き協議							8	8
計	19	16	4	7	8	5	8	67

第7章 計画の推進に当たって

■市長を本部長とする行政改革推進本部において、行政改革部門、財産管理部門、施設所管課等が連携を図り、全庁的に取組を進める。

- ・進捗管理、中間見直し（改定）の実施
- ・引き続き協議とした「温浴施設」は、取組の方向性を決定後、計画に反映

■市民の理解と納得を得られるよう、丁寧な説明を行い、取組を進める。

策定までのスケジュール

R2.12 所管事務調査（総務常任委員会）
R2.12～R3.1 パブリックコメント
R3.2 策定・公表